

政教分離の侵害

を

監視する全国会議

政教分離

発行 2019年7月12日

代表幹事

木村 庸五

古賀 正義

事務局

西東京市柳沢 2-11-13

星出 卓也

Tel.Fax 042-458-0251

二〇一九・五・一八公開学習会報告

即位礼・大嘗祭違憲訴訟と政教分離

常任幹事 栗山 隆夫



講演をする酒田芳人弁護士

五月一八日午後、東京都江東区
の日本キリスト教団深川教会で、
政教分離主催による二〇一九年第
一回公開学習会が開催され、「即
位の礼・大嘗祭違憲訴訟と政教分
離」のテーマのもと、弁護士の酒
田芳人氏が講演を行いました。酒
田氏は現在係争中の「即位礼・大
嘗祭違憲訴訟」の弁護士事務局長
で、「安倍靖国違憲参拝違憲訴訟
」も手掛けています。

講演で、酒井氏ははじめに即
位の礼・大嘗祭に関する多様な
国事行為について詳しく解説。
その中で、現憲法で天皇の国事
行為を定めているのは、第七条
一〇項の「儀式を行うこと」の一
文のみ。かつての大日本帝国憲
法と、旧皇室典範並びに登極令
には、即位・大嘗祭に関する規定
はあったものの、いずれも戦後
はすべてなくなり、儀式の詳細を
定める法的根拠は今日、存在しな
いことを説明しました。

また、天皇代替わりと宗教の関
係については、一九九五(平成七)
年の「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟
」の控訴審判決で、原告の請求は
「大嘗祭が神道儀式としての性格
を有することは明白」、即位正殿
の儀に国費を支出したことは「宗
教的な要素を払拭しておらず」「
政教分離規定に違反するものでは
ないかとの疑いを一概に否定でき
ない」と明記されたことをあらた
めて示しました。

そして昨年一二月、東京地裁に
提訴した「即位礼・大嘗祭違憲訴
訟」の経緯と論点を解説。原告ら
の主張は、公費支出の差し止めと
国の行為による精神的苦痛を被つ
たことへの国家賠償にあり、法律
上の争点は政教分離違反と国民主
権の二点にあること、差し止め訴
訟については口頭弁論を経ず訴え
却下(今年四月一七日、東京高裁)
となっているなど、現在の審理状
況を説明しました。

講演を受けての質疑応答では、
一連の靖国訴訟の総括や、今後の
訴訟の動向や原告団の支援方法な
どについて意見が交わされました。

.....

【酒田 芳人氏 略歴】さかた・よし
と／一九八三年生まれ。東京弁護
士会所属・「即位礼・大嘗祭違憲訴
訟」弁護士事務局長。「安倍靖国参
拝違憲訴訟」等で政教分離訴訟を
手掛け、公安刑事事件も担当。
弁護士法人北千住パブリック法律
事務所所属。

改憲の危機に向かう

戦後の問題を考える

常任幹事 西川 重則

むずかしい表題をいただいたが、要するに戦後史を総括し、本来の平和国家日本の責任課題は何なのかが問われている。その問いにどう答えるかについて、私の立場から回答して欲しいと要望されているということである。

私自身は、国会傍聴二〇年以上になることから、お互いに直接会ったことがない関係であるが、「朝日新聞」やNHKの対話などから、遠方の運動に熱心な市民から、講演を求められる私が、現状の分析・今後の課題にどう答えるかが求められ、私の率直な答弁を多くの人々にも答えて欲しいということである。

その答弁として、私は日本国憲法のすぐれた内容を事例に、求め

られた時間内で答えるということである。私は、どの場合も、テキストとして、私の図書（『わたしたちの憲法 前文から第103条まで』いのちのことば社発行、定価、本体1000円＋税）を紹介・解説し、講演に役立つことを願って、厳しい日本の現状を解説、その他に答え、講演を終わることになっている。

ともあれ、私の多くの書物の中でも最もよく読まれている『わたしたちの憲法』である。「前文」の中に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」というすぐれた一文が書かれている。つまり、

日本国憲法は主権者である私たちが、「この憲法を確定する」と、歴史的な説明を、「前文」で主張しているのである。

一方、憲法の本文の第九十九条で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と書かれている。要するに公務員が日本国憲法を重視する責任があることを明言しているのである。

つまり、戦後自民党が結成された（一九五五年一月一日）のであって、その後自民党が平和憲法である日本国憲法を重視せず、一言で言えば、二〇二〇年に安倍首相が私が主張している日本国憲法・「わたしたちの憲法」を無視する「反日本国憲法」を強行しようとしている時代無視の政治を行っているのであり、断固反対すべきであろう。

《「政教分離の会」

五月一八日総会報告》

「政教分離の会」の二〇一九年総会が五月一八日（土）午後に日本基督教団深川教会にて一二名の出席によって開かれました。以下、決議事項の報告を致します。

一・幹事の選任について
（再任）以下、二〇名の再任を承認しました。

生田 茂夫、井堀 哲、
植竹 和弘、大島 有紀子、
岡田いわお、木村 庸五、
小池 健治、古賀 正義、
権田 一正、栗山 隆夫、
今村 嗣夫、西川 重則、
高倉 謙次、高橋 瑞穂、
武藤 弘佳、山口 和孝、
目崎 甲弑、湊 誠一、
吉村 弘司、星出 卓也

（新任）以下、三名の新任を承認しました。

稲 正樹、長尾 邦弘、
渡辺 眞知子

(以下の幹事の方が亡くなられました)

横山 暢夫、清水 雅人、
以上、再任二〇名、新任三名、合計二三名が選出されました。

二・代表幹事の選任について
以下の二名が代表幹事として再任されました。

古賀 正義、木村庸五

三・監事の選任について

以下の方が監事として再任されました。

青木 一芳

四・次回公開学習会・幹事会の開催について

公開学習会・幹事会の開催について以下の通り決定しました。
日程・二〇一九年十一月十一日(月)

公開学習会講師・横田耕一氏(憲法学)

※日本キリスト教協議会

(NCC) 靖国神社問題委員会との共催として開催する。

テーマ「天皇の代替わりと大嘗祭問題・天皇家が日本の伝統と文化となる?! (仮題)」

以上

《「政教分離の会」声明文》

首相の靖国神社春季例大祭で真榊奉納に抗議します

内閣総理大臣 安倍晋三殿

安倍晋三首相は、四月二

一日、靖国神社春季例大祭にて「内閣総理大臣 安倍晋三」の名で、神道的祭具である真榊を奉納しました。首相は同神社での春季・秋季両例大祭に真榊を奉納することを常習化しており、また八月一日には玉ぐし料奉納も同様に繰り返しています。

これらの行為は、日本国憲法第二〇条第三項に定められ

ている政教分離の原則の違反行為であります。また国政を代表する首相の立場にある者が、肩書付きで神具を奉納することは、憲法を尊重し擁護する義務を負う者として同39条の憲法尊重擁護義務違反であります。

戦前・戦時下において国家神道体制が置かれ、靖国神社、伊勢神宮を始めとする皇室神道が国の祭祀とされ、それらが国民に一律に強制されたことは、信教の自由の侵害につながりました。

また靖国神社は、明治維

新・戊辰戦争以来、天皇の側に立って戦死した皇軍兵士を「英霊」として祀り顕彰するために創られた神社であり、国民を積極的に戦争に動員し、国民を侵略戦争へと駆り立てる役割を果たしてきた負の歴史を持っています。首相や閣僚、国会議員らはこの歴史の反省を重く受け止め、政教分離原則を厳格に守り、同

神社での祭儀は一切関わるべきではありません。

首相が一宗教法人である靖国神社の例大祭に以後、真榊等を決して奉納することなく、憲法の定める政教分離原則を厳格に遵守するよう、抗議と共に強く求めます。

二〇一九年五月十八日
政教分離の侵害を監視する

全国会議

代表幹事

木村庸五

古賀正義

事務局長

星出卓也

「政教分離の会」臨時総会・第二回公開学習会開催のお知らせ

十一月十一日(月) 午後六時半
〜八時半に今年第二回目の公開学習会「天皇の代替わりと大嘗祭問題・天皇家が日本の伝統と文化と

なる?! (仮題)」を憲法学の横

田耕一先生を講師に迎えて開催致します。皆様、是非ともご予定ください。

同日午後五〜午後五時半に「臨時総会」の開催を予定しています。五月一日に今年は総会を開催致しましたが、その日程で本人の了解が間に合わなかった新たな幹事の承認の議題のために、公開学習会の開催に併せて臨時総会を開催致します。

年会費とカンパのお願い

いつも「政教分離の会」の働きと活動にご協力頂きましてありがとうございます。とうござります。

「政教分離の会」の会計は、六月六日現在、二三八、六〇三円になっております。

今後とも「政教分離の会」の活動にご支援とご協力をお願い致します。

報告 湊 誠一

政教分離の侵害を監視する全国会議 臨時総会・公開学習会のご案内

臨時総会開催日時：11月11日(月)午後5〜5時半

会場：御茶ノ水クリスチャンセンター

東京都千代田区神田駿河台2-1、JR「御茶ノ水駅」徒歩2分

※「幹事会」が同日午後4時半〜5時に開かれます。幹事方のご出席をお願い致します。

同日午後6時半〜8時半・公開学習会開催
「天皇の代替わりと大嘗祭問題・
天皇教が日本の伝統と文化となる?! (仮題)」

講師：横田耕一先生(憲法学)

参加費 700円

郵便振替 00190-8-12809

政教分離の侵害を監視する全国会議

<年会費>個人 2,500円 団体 5,000円

《政教分離訴訟ニュース》

■「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」について、即位の礼・大嘗祭等の差し止めを求める「差止部分」の訴訟が早くも却下の判決を受けたことを前回報告致しましたが、その後、東京高裁にても四月一七日に「却下」のスピード判決が下りました。「差し止め」訴訟の部分は、昨年一二月に提訴されてから、一度も口頭弁論が開かれな

ままに早くも最高裁に舞台が移ってしまいました。

国賠の第四回口頭弁論は九月二五日(水)午後二時半に東京地裁一〇三号法廷で開かれます。

■大嘗祭で使う新米を栽培する「斎田(さいでん)」をどの地方にするかを決める「斎田点定(てんてい)」の儀が五月十三日午前中皇居内の宮中三殿の神殿の前庭で行われ、亀の甲羅を焼いて占う「亀卜(きぼく)」の儀式の結果、東日本の「悠紀田(ゆきでん)」が栃木県、西日本の「主基田(すきでん)」

が京都府に設けられることが決まりました。三〇年前の代替わりにおいても「大分抜き穂の儀差し止め訴訟」が闘われましたが、今年はいかに!。

あとがき

天皇漬け報道が続いた五月の連休が明けた五月八日に大阪市立泉尾北小学校の朝の朝礼で「天皇陛下御即位記念朝礼」が行われ、新天皇を「一二六代目」と神武天皇から数え、神話と歴史混在で即位が語られたとのこと。更には、「愛国の歌姫」と呼ばれる歌手山口采希氏をゲストに招かれ、明治時代の唱歌「神武天皇」「仁徳天皇」の歌を子どもたちの前で披露。山口氏は、戦前の皇国臣民化教育の定番教材「民のかまど」の話をしたとのこと。公教育にこのような事例が次第に増えてくるのではないかと危惧します。

それでは十一月十一日の「幹事会」「総会」「公開学習会」にてお会い致しましょう。

星出 卓也